

令和 6 年

草加市議会 2 月定例会

議員提出議案

草加市議会

令和6年3月21日

草加市議会議長 白石孝雄様

提出者 芝野勝利

賛成者 鈴木由和

〃 広田丈夫

〃 佐藤憲和

〃 菊地慶太

草加市議会政務活動費の特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提 案 理 由

草加市議会における会派及び議員に対し交付される政務活動費について、市の財政状況等に鑑み減額する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

議第 1 号議案

草加市議会政務活動費の特例に関する条例

(政務活動費の特例)

第 1 条 次条に規定する期間における草加市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、「25,000 円」とする。

(特例の期間)

第 2 条 政務活動費の特例の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

令和6年3月21日

草加市議会議長 白石孝雄様

提出者 鈴木由和

賛成者 広田丈夫

〃 芝野勝利

〃 佐藤憲和

〃 菊地慶太

クラウドファンディング型ふるさと納税の適正な実施に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 2 号議案

クラウドファンディング型ふるさと納税の適正な実施に関する決議

令和 5 年 1 2 月から草加市では初の試みとして、児童書購入に係るクラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した事業を実施しており、令和 6 年度以降もクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した事業を多数予定している。

クラウドファンディング型ふるさと納税は、ふるさと納税制度の本来の目的である地域を応援したい、地域に貢献したいという純粋な想いをより事業に反映させるため、寄附金の使い道として具体的な事業を示し、その事業に共感いただいた方から寄附をお寄せいただく仕組みである。

このことから、事業の目的や内容を明確にするほか、適正な予算化のもと、寄附者の想いを的確に反映しなくてはならない。また、寄附金の使途等を明確にし、それを公開することで説明責任を果たす必要がある。

よって草加市においては、今後クラウドファンディングを実施するに当たって、次の事項を遵守するよう強く求めるものである。

- 1 募集の目的や寄附者の想いを的確に反映するため、募集内容に細心の注意を払うとともに、適切な予算措置を行うこと
 - 2 寄附金の使途等については、その都度詳細に一般公開し、寄附者の善意の気持ちを尊重すべく説明責任を果たすこと
- 以上、決議する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

草 加 市 議 会

令和6年3月21日

草加市議会議長 白石孝雄様

提出者 広田丈夫

賛成者 鈴木由和

〃 菊地慶太

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 3 号議案

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって政府においては、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、次の事項について取り組むよう求めるものである。

- 1 現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること
- 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること
- 3 濫用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
孤独・孤立対策担当大臣 様

令和6年3月21日

草加市議会議長 白石孝雄様

提出者 広田丈夫

賛成者 鈴木由和

〃 菊地慶太

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

議第 4 号議案

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求め
める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題の解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

よって政府においては、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のために、次の事項について特段の取組を求めるものである。

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、下水汚泥、紙おむつ等の地域の循環資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること
- 2 地域におけるエネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様